

防衛装備庁(地方調達)本庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付
経理室長 木暮 聡

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、別添の契約希望申請書により申し込みに必要な書類を添付して、支出負担行為担当官防衛装備庁長官官房会計官付経理室長あてにご提出ください。

- ア 航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2又は武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務(研究試作を除く。)を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの(開発に係る試作請負業務(研究試作を除く。)において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。)
- オ 複数の構成部品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合(当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成部品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。)で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が一者に限られる場合
- キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの

添付書 対象契約一覧表
契約希望申請書

新規参入の申し込みに必要となる提出資料

- 1 資格審査結果通知書(写し)
- 2 法的資格等の証明書
- 3 技術的要件を満たしていることを証明する資料
- 4 体制等を証明する資料
- 5 下請(予定)企画一覧表(上記2～4項を満たしていること。)

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
03 - 1	ステルス戦闘機用レドームのデータ収集役務	カ	R3.2.18	ステルス戦闘機用レドーム(その3)の研究試作の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は知識等を有すること。	防衛装備庁 長官官房会計官付 経理室契約係 03-3268-3111 内線35863～35865
03 - 2	将来水陸両用技術の性能確認試験に係る補用品(機関)	カ	R3.2.18	将来水陸両用技術のシミュレーションモデルの研究試作の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は知識等を有すること。	
03 - 3	将来戦闘機用小型熱移送システムの性能確認試験のための形態管理	カ	R3.3.3	将来戦闘機用小型熱移送システムの研究試作での成果を継承し、試作品であるVCS供試体及び熱収支管理装置に関する専門的知識を有すること。	
03 - 4	移動系サイバー演習環境実験装置の性能確認試験のためのデータ取得役務	カ	R3.3.15	移動系サイバー演習環境実験装置の研究試作における試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は知識等を有すること。	
03 - 5	低コントラスト目標用画像誘導技術の性能確認試験に係る拘束飛行試験準備役務	カ	R3.5.12	低コントラスト目標用画像誘導技術の研究試作での成果を継承し、当該調達に必要な技術等を有すること。	
03 - 6	12式地对艦誘導弾(改)及び哨戒機用新空対艦誘導弾(その1)(2)の形態管理作業	カ	R3.5.18	12式地对艦誘導弾(改)及び哨戒機用新空対艦誘導弾(その1)(2)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は設備等を有すること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
03 - 7	船舶性能解析用ソフトウェア	ウ	R3.5.18	フィンランド国NAPA Ltd. 社製の船舶性能解析用ソフトウェアの販売に必要な輸入販売代理権をフィンランド国NAPA Ltd. 社から認められていること又は認められる見込みがあること。	防衛装備庁 長官官房会計官付 経理室契約係 03-3268-3111 内線35863～35865
03 - 8	92式信管のフォローアップの性能確認試験に係る形態管理	カ	R3.6.7	92式信管のフォローアップの試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び知識を有すること。	
03 - 9	対艦誘導弾用自走式水上標的システムの仮装備・解除及び運用支援	ウ	R3.6.23	加国QinetiQ Target Systems社製の対艦誘導弾用自走式水上標的システムの仮装備・解除及び運用支援並びに技術支援に必要な輸入販売代理権を加国QinetiQ Target Systems社から認められていること又は認められる見込みがあること。	
03 - 10	静粛型動力装置搭載魚雷の性能確認試験のための形態管理役務	カ	R3.6.28	静粛型動力装置搭載魚雷(その1)及び(その2)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術を有すること。	
03 - 11	次期装輪装甲車(耐爆技術)の研究試作の補用品の製造	カ	R3.7.19	次期装輪装甲車(耐爆技術)の研究試作の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は設備等を有すること。	
03 - 12	水際障害処理装置(地雷原処理装置)の価値工学活動及び性能確認試験に係る形態管理	カ	R3.7.27	水際障害処理装置(地雷原処理装置)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術を有すること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
03 - 13	92式信管のフォローアップ 専用試験装置補用品	カ	R3.9.6	92式信管のフォローアップの試作契約での成果を継承し、 当該調達に必要な技術又は設備等を有すること。	防衛装備庁 長官官房会計官付 経理室契約係 03-3268-3111 内線35863～35865
03 - 14	水際障害処理装置(地雷原 処理装置)補用品の製造	カ	R3.9.27	水際障害処理装置(地雷原処理装置)の試作契約での成 果を継承し、当該調達に必要な技術又は設備等を有す ること。	
03 - 15	次期装輪装甲車(耐爆技術) の形態管理作業	カ	R3.11.29	次期装輪装甲車(耐爆技術)の研究試作の試作契約での成 果を継承し、当該調達に必要な技術又は設備等を有す ること。	
03 - 16	衝撃飛翔体用発射装置の射 手教育役務	ウ	R3.12.22	「衝撃飛翔体C用評価試験用発射装置」及び「衝撃飛翔体 D用評価試験用発射装置」の射手教育役務に必要な輸入 販売代理権を米国Physics Applications inc.社から認めら れていること又は認められる見込みがあることを証明でき ること。	